

川崎市告示第202号

川崎市金銭会計規則（昭和39年川崎市規則第31号）第14条第3項ただし書の規定により区金銭出納員を設置し、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の44第4項の規定に基づき、区会計管理者をして区会計管理者の権限に属する事務について、次のとおり委任させましたので、同令第174条の44第4項後段の規定により告示します。

委任させた者の職	委任させた事務の範囲	委任させた期間
区役所区金銭出納員 （川崎区役所危機管理担当の担当課長）	川崎市路上喫煙防止条例に基づく過料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （幸区役所危機管理担当の担当課長）	川崎市路上喫煙防止条例に基づく過料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （中原区役所危機管理担当の担当課長）	川崎市路上喫煙防止条例に基づく過料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （中原区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の担当課長）	中原市民館使用料、入場料、受講料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （高津区役所危機管理担当の担当課長）	川崎市路上喫煙防止条例に基づく過料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （高津区役所まちづくり推進部生涯学習支援担当の担当課長）	高津市民館・高津市民館橋分館使用料、入場料、受講料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 （宮前区役所危機管理担当の担当課長）	川崎市路上喫煙防止条例に基づく過料その他担当の事務事業に附帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

区役所区金銭出納員 (多摩区役所危機管理担当の 担当課長)	川崎市路上喫煙防止条例 に基づく過料その他担当 の事務事業に附帯する諸 収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 (多摩区役所まちづくり推進 部生涯学習支援担当の担当課 長)	多摩市民館使用料、入場 料、受講料その他担当の 事務事業に附帯する諸収 入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 (麻生区役所危機管理担当の 担当課長)	川崎市路上喫煙防止条例 に基づく過料その他担当 の事務事業に附帯する諸 収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで
区役所区金銭出納員 (麻生区役所まちづくり推進 部生涯学習支援担当の担当課 長)	麻生市民館・岡上分館使 用料、入場料、受講料そ の他担当の事務事業に附 帯する諸収入の収納	令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで

令和8年4月1日

川崎市長 福田 紀彦